フィンランド

商標法

1964年1月10日法律No.7 2016年10月18日改正

目次

第 I 章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第 4a 条

第5条

第 5a 条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第 10a 条

第 11 条

第 11a 条

第 II 章 商標の登録

第 12 条

第 13 条

第14条

第 15 条

第 16 条

第17条

第 17a 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 III 章 法的保護の満了及び登録の無効

第24条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 IV 章 外国商標の保護に関する特別規定

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第V章 移転及びライセンス許諾

第 32 条

第33条

第34条

第35条

第 VI 章 誤認を生じさせる標章の使用の禁止

第 36 条

第37条

第 VII 章 商標権侵害の結果

第 38 条

第39条

第 40 条

第 41 条

第 41a 条

第 VIII 章 商標に関する訴訟

第 42 条

第 43 条

第 43a 条

第 43b 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条 [廃止]

第 48a 条

第 49 条 [廃止]

第 IX 章 公告,通知,審判請求及び決定取消

第50条

第 50a 条

第51条

第 51a 条

第 52 条

第 X 章 商標の国際登録

第53条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 56a 条

第 56b 条

第56c条

第 56d 条

第 56e 条

第 56f 条

第 56g 条

第 56h 条

第 56i 条

第 56j 条

第 56k 条

第 561 条

第 Xa 章 共同体商標

第 57 条

第 57a 条

第 XI 章 法の施行

第 58 条

第 59 条

第60条

第61条

第62条

第63条

第64条

第1章 総則

第1条

本法は、商品及びサービスの取引に使用される商標に係る排他的権利に関する規定を記載する。本法は、また、共同体商標及び商標の国際登録に関する規定を記載する。 本法において商品に関して記載されている規定は、サービスに対しても適用する。

第2条

取引において使用され、かつ、視覚的に表示することができる識別的標章は、商標とする ことができる。

第3条

標章は,取引において商品を他人の商品から識別するために使用できる場合は,識別性を有しているとみなされる。

標章であって,全面的又は軽微な変更若しくは付記を加えて,商品の種類,品質,数量,用途,価格,生産場所若しくは生産時期を示すものは,それ自体としては識別性を有するものとはみなされない。標章の識別性を評価するときには,あらゆる事情,特に,その標章がどの程度の,長い期間及び広い範囲で使用されているかに,注意が払われなければならない。

第4条

商標に関する排他的権利は、第 2 章にいう商標登録簿にその標章を登録することによって取得することができる。

第 4a 条

商標に関する排他的権利は、その標章が既に確立している場合には、登録をしないでも取得することができる。

排他的権利は、確立していることを事由として、第2条にいう、取引に使用される標章以外に関しても取得することができる。

商標は、それがフィンランドの関係業界又は消費者間にその所有者の商品についての識別的標章として一般に知られている場合には、確立しているものとみなされる。

第5条

排他的権利は、標章であって、商品の特徴的形状、商品の技術的成果を達成するために必要な形状又は商品の価値に基本的効力を与える形状のみによって形成されているものに関しては取得することができない。

第 5a 条

他人に属する氏名又は企業名は、商標の一部とすることができない。さらに、他人に属する補助的法人名又は 2 次的象徴も、それらが識別性を欠いているか又は異なる種類の業種又は異なる種類の商品に関するものである場合を除き、商標の一部とすることができ

ない。

第6条

除外事項は後で記載するが、商標に関する排他的権利は、商標の所有者でない者は所有者 の承諾を得ないでは、取引において下記のものをその商品の標章として使用することが できないことを含む。

- 1) 標章であって、同一の商品に関して保護されている商標と同一であるもの
- 2) 標章であって、同一又は類似の商品に関して保護されている商標と同一又は類似のために、公衆の間に混同の危険をもたらすもの。混同の危険には、前記の標章と商標の間での連想の虞を含むものとする。

商標がフィンランドにおいて高名を有しており、かつ、正当な理由のない、その標章の使用が当該商標の識別性又は高名を不当に利用することになるか又はその商標の識別性若しくは高名を害することになる場合には、その商標に関する排他的権利の所有者でない者は、当該所有者の承諾を得ないでは、高名を有する商標と同一又は類似の標章を取引において使用することができない。標章の使用対象とされる商品が、高名を有する商標の保護対象とされている商品と同一でないか類似していない場合も同様とする。

下記の行為は,取引における使用とみなす。

- 1) 商品又はその包装に標章を付すること
- 2) 標章を付して、商品を提供すること、市場に投入すること又はその目的でそれを所持すること
- 3) 標章を付した商品を輸入若しくは輸出すること又は第三国への搬送のためにその商品を輸入すること
- 4) 販売に係る営業用紙に標章を使用すること,及び
- 5) 標章の使用に関する,上記に対応する行為。

口頭での使用も上記3)にいう、取引における標章の使用とみなす。

第7条

商標に関する排他的権利は、他人が善良な営業慣行に従って下記事項の何れかを使用することを妨げない。

- 1) 同人の氏名,企業名,補助的な企業名称,2次的な標章又は宛名
- 2) 商品の種類, 品質, 数量, 用途, 価格, 原産地, 製造時期又はそれ以外の特徴を示す表示, 及び
- 3) 商標, ただし, その使用が商品の用途を示すのに必要であることを条件とする。

第8条

商標の所有者は、当該所有者又はその承諾を得た第三者が欧州経済地域の市場に出した、その商標を使用している商品に関してのその商標の使用を禁止することができるが、商品について変更がなされていること又はその商品が市場に出された後で劣化していること又は商標の所有者がそれ以外に、商標の使用を禁止する正当な理由を有していることを条件とする。

第9条

2以上の者が,第6条にいう態様において同一又は類似の商標に関する排他的権利を要求 する場合には,第10条又は第10a条に定められている別段の事情にある場合を除き,先 行する法律的根拠に訴えることができる者が優先権を有する。

第10条

登録された商標に関する排他的権利は、先に登録された又は確立された商標に関するものと併存する。ただし、その登録が善意で出願されており、先に登録された又は確立された商標の所有者が、後に登録された商標の使用を、5年にわたってその使用を知りながら、防止する訴えをしなかったことを条件とする。

後に登録された商標がその登録対象である商品の一部に関してのみ使用されている場合には、その排他的権利は、当該の商品に関する商標の使用のみに適用されるものとする。

第 10a 条

確立された商標に関する排他的権利は、先に登録された又は確立された商標に関するものと併存する。ただし、先に登録された又は確立された商標の所有者が合理的期間内に、後で確立された商標の使用を防止する訴えをしておらず、また、後に確立された商標が善意で採択されていることを条件とする。

先に登録された又は確立された商標がフィンランドにおいて高名を有している場合には, 第 1 段落にいう合理的期間は, 先に登録された又は確立された商標の所有者が, 後に確立された商標の使用を知ったときから 5 年とする。

第 11 条

第7条第1段落又は第10条若しくは第10a条において言及した事例において合理的であると判断される場合には、市場裁判所は一方又は両方の商標が、場所名又は所有者名を追加する又はその使用を特定の商品若しくは一定の地域に限定する又はそれに類する他の方法によって、特定の方式で作成される場合に限って、使用することができる旨を命令することができる。

第 11a 条

登録された商標の所有者からの請求があったときは、辞書、説明書、教科書その他類似の 印刷物に係る著者、担当編集者又は発行者は、商標が、それが登録されている旨の通知を 伴わずに、記載されないようにする義務を負う。本段落に記載した義務は、情報ネットワ ークによる又はそれ以外の電子的手段による刊行物の配布にも適用する。

第 1 段落の規定に従わなかった者は、合理的な方法と程度により、訂正が発行されるようにする及び当該訂正の発行のための費用を負担する義務を負う。第 1 段落にいう、登録されている商標の登録に関する通知義務は、その商標に関して®の記号が挿入されているときは、満たされているとみなす。

第 II 章 商標登録

第12条

商標登録簿は、フィンランド特許登録庁(以下「特許庁」という)によって整備されるものとする。

第13条

標章であって,第3条の規定による識別性を有していないもの又は第5条により,それに関する排他的権利を取得することができないものは,登録要件を満たさない。

しかし、商標が、登録出願がされた日より前の使用によって識別性を有している場合には、識別性の欠如を理由として、その登録を拒絶することができない。

第14条

商標は、それが下記事情に該当する場合は、登録されない。

- 1) 法律又は公序良俗に反していること
- 2) 公衆に誤認を生じさせる虞があること
- 3) 適切な許可を受けることなく、下記のものを含んでいること。

国の紋章, 旗章その他の記章, 当該商標の登録対象とする商品と同一若しくは類似の種類の商品について監督又は証明を示す公の記号及び印章, フィンランドの地方自治体の紋章又は国際機関の紋章, 旗章その他の記章, 名称若しくは略称又はそれ以外の図柄, 名称又は略称(ただし, 商標にそれを含めることによって公衆に, 前記の記章, 記号, 印章, 名称又は略称と混同を生じさせる虞があることを条件とする。)

- 4) 第 5a 条にいう、他人の保護されている商号、補助商号若しくは副次的記号であるとの印象を与えるもの又は他人の名称又は肖像であるとの印象を与える虞のあるもの(ただし、それが、死去後長期間が経過した者に関連していることが明らかな場合を除く)によって構成されているか又はそのようなものを含んでいること
- 5) 他人の保護されている文学又は芸術の作品の名称であるという印象を与える虞のあるものによって形成されているか又はそれを含んでいること,ただし,その名称が特別な性格のものであるか又はそれが著作物に関する他人の著作権又は他人の写真又は保護を受けている意匠に関する権利を侵害していることを条件とする。
- 6) 公衆に、他の商人の名称、保護されている企業名称若しくは補助的企業名称と混同させる虞を含んでおり、その態様が商業名称法(128/1979)第 5 条に基づいて訴えることができるようなものであること
- 7) 先の商標の所有者がその標章を、取引における商品の記号として使用する排他的権利を有していること
- 8) 商標出願人が不正で登録出願をしていたこと
- 9) フィンランド又は欧州連合で保護されている植物品種と混同の虞を生じること
- 10) 下記規則の何れかにおいて登録についての障害があること。

農作物及び食品の品質規制に関する欧州議会及び理事会の規則(EU)No. 1151/2012, 農産物市場の共通組織化を制定し, 理事会規則(EEC)No. 922/72, (EEC)No. 234/79, (EC)No. 1037/2001 及び(EC)No. 1234/2007 を廃止する欧州議会及び理事会の規則

(EU) No. 1308/2013, 蒸留酒の地理的表示に関する定義, 説明, 提示, ラベル表示及び保護を制定し, 理事会規則 (EEC) No. 1576/89 を廃止する欧州議会及び理事会の規則 (EC) No. 110/2008 又は芳香をつけたぶどう酒製品の定義, 説明, 提示, ラベル表示, 保護を制定し, 理事会規則 (EEC) No. 1601/91 を廃止する欧州議会及び理事会の規則 (EU) No. 251/2014。

前記7)にいう先の商標は、次のものを意味する。

- 1) 国内商標であって、先の出願に基づいて登録されたもの又はそれ以外の理由で、商標出願人より先の優先権を有するもの
- 2) 商標であって、国際登録によって保護されており、フィンランド又は欧州連合において有効であり、かつ、その登録に基づき、フィンランド又は欧州連合において商標出願人より先の権利を有するもの
- 3) 第 57 条にいう共同体商標であって、その商標出願より先の出願に基づいて登録されているか又は第 57 条にいう理事会第 34 条又は第 35 条に基づきフィンランドに関する先順位を有するもの
- 4) 商標であって、登録出願がされたときに確立されているもの

第1段落4)から8)までにいう事例に関しては、商標は、権利が問題とされている当事者の承諾を得ることを条件とし、かつ、第1段落による、それ以外の登録に対する障害がない場合には、登録を受けることができる。

第15条

登録によって取得される商標における排他的権利は、標章のうち商標として登録することができない部分には及ばない。

商標にこのような部分が含まれ、かつ、当該商標の登録によって排他的権利の範囲について不明確さが生じる可能性があると認められる特別な理由がある場合は、当該部分の保護は、登録に際して権利の部分放棄として明記することができる。

保護の対象から除外された商標の一部が後に登録適格を有するに至った場合は、当該部分を対象とするか又は当該部分を除外しない当該商標の全体を対象とする新たな登録をすることができる。

第 16 条

商標登録は、1 又は複数の商品の類についてされるものとする。商品の分類は、特許庁が 定める。

第17条

商標の登録出願は、書面により特許庁に対して行う。出願書類には、出願人の名称又は商 号並びに商標が使用されるべき商品の名称及び類を記載しなければならない。また、標章 は、出願において明確に示さなければならない。

商標登録の出願に当たっては、出願手数料を納付しなければならない。出願手数料が納付 されるまでは、出願がされたものとみなされない。

第 17a 条

1の出願が複数の類の商品に係る場合は、出願人の請求により、それらの一部について規則が一層明確に規定する方法により、1又は複数の出願に分割することができる。原出願の出願日がこれら出願の出願日とみなされる。原出願における商品の一部が出願日よりも前の優先権を享受する場合は、当該優先権は、分割出願におけるそれら商品にも認められる。

出願に関する第1段落の規定は、登録に準用される。

第18条

出願人が国際博覧会に展示された商品について最初に使用した商標が、当該商品の最初 の展示日後 6 月以内に登録出願された場合は、その出願は、他の商標登録出願又は他の 標章の使用に対する優先権を決定する目的では、当該最初の展示日に行われたとみなさ れる。

第19条

出願人が商標登録出願に関する規則を遵守しないか又は特許庁が出願は他の何らかの理由で受理することができないと認める場合は、出願人は、所定期間内に陳述書を提出するか又は出願を補正しなければならない。出願人がそうしない場合は、当該出願は却下されることがある。

出願人が陳述書を提出した後であっても, なお出願を受理できないと特許庁が判断する場合は, 当該出願は, 新たな期限を指定する理由が存在しない限り, 受理の支障が存在する範囲で拒絶される。

第20条

出願が受理要件を満たし、かつ、登録の支障が存在しない場合は、特許庁は、当該商標を 登録簿に記載し、それを公告する。

商標登録に対する異議申立は、当該公告日から 2 月以内に特許庁に対して書面でしなければならない。

異議申立人が異議申立を取り下げた場合であっても,特段の理由が存在するときは,当該 事項の審査がされることがある。

第 21 条

特許庁は、異議申立の後、登録についての支障が存在する限り、登録を取り消す。登録取 消決定の法的効力が生じたときは、それについて公告がされる。

特許庁は,登録についての支障が認められない場合は,異議申立を却下する。

第 22 条

登録は、出願日から有効であり、登録日から10年間効力を持続する。

登録の更新は、その有効期間の満了前1年以内及び満了後6月以内の期間にされなければならない。

所有者が登録簿の記載事項についての変更を希望する場合又は商品が属する類について

登録簿に記載がない場合は、更新の申請は、書面により特許庁に対して行うものとする。 その他の場合は、更新手数料が納付されたときに、登録更新がされたとみなされる。 第19条の規定は、更新の申請に準用される。

第23条

登録商標権者が請求する場合は、当該商標の全体的な印象を変えない軽微な変更を登録 簿に加えることができる。

第 III 章 法的保護の満了及び登録の無効

第 24 条

登録商標権者が第22条に基づく登録の更新を申請しない場合は、当該商標は、登録簿から抹消される。

商標は、その商標権者が請求する場合は、登録の有効期間中であっても、登録簿から抹消 されるものとする。ただし、商標への質権設定が記載されている場合は、質権者の同意な しに当該商標を登録簿から抹消することはできない。

商標権者の請求により、その商標が登録されている商品又は商品の類の一覧を制限する ことができる。この場合にも、質権者の同意に関する前段落の規定が適用される。

第 25 条

商標が本法に違反して登録されている場合には,第 10 条又は第 10a 条の事由又はそれ以外の事由の変更の適用を受けることを条件とするが,その登録は無効である。

第 26 条

商標における排他的権利は、次の場合は無効とされる。

- (1) 商標が登録時又は確立時に備えていた、その商標権者の商品を他人の商品から識別する能力を失ったことが明らかである場合
- (2) 商標がその登録時又は確立時から後に誤認を生じさせるようになったか又は法律若しくは公序良俗に反するものとなった場合

登録商標が過去 5 年間使用されておらず、かつ、商標権者がその不使用について正当な理由を提示することができない場合は、当該商標の登録は無効とされる。商標権者の同意を得た上での商標の使用は、商標権者自身による使用と同等であるとみなされる。ただし、5 年間の不使用期間が経過したが登録無効の請求がある前に当該商標が使用された場合は、登録無効を請求することはできない。無効の請求前 3 月以内に行われた当該商標の使用は、当該使用の準備が無効請求の行われることを商標権者が知った後に開始された場合は、考慮されないものとする。

登録無効の理由が、商標が登録された商品の一部について存在するに過ぎない場合は、登録は、それらの商品についてのみ無効とされる。

第 27 条

商標権者を相手方として商標登録無効の訴が提起されたときは,裁判所は,登録を無効とし,かつ,商標の失効を宣言するか否かについて判決を下すものとする。

商標登録により不利益を受ける者は何人も,前段落にいうような訴を提起することができる。その事件が第13条,第14条第1段落(1)から(3)まで又は第26条に基づく場合は,公訴官又は関係する事業若しくは職業を営む者の利益を保護する機関も,登録無効の訴を提起することができる。

原告が請求する場合は、登録無効の訴が提起されたことが登録簿に記載される。

第 IV 章 外国商標の保護に関する特別規定

第 28 条

商標登録の出願人がフィンランドで事業を営んでいない場合は、その者の出願には、自己が事業を営んでいるか住所を有している又は国籍を有している外国において同一の商品に関して登録された同一商標を所有していることの証明書を添付しなければならない。前段落にいうような証明書は、当該外国がフィンランド国民又はフィンランドに住所を有するかフィンランドで事業を営んでいる者に同様の証明書を要求していない場合は、要求されないものとする。

第29条

外国で登録された商標は、当該外国での登録と同一の形態でフィンランドにおいて登録を受けることができる。ただし、相互主義の権利が存在すること、当該登録が第 13 条及び第 14 条に反さないこと及び当該商標がフィンランドにおいても識別能力を失っていないことを条件とする。

前段落の規定に拘らず,外国商標の登録時においては,商標の全体的な印象が変わらないことを条件に、相互主義の下に軽微な変更を加えることができる。

第30条

政府は、出願人の請求により、同一商標についての登録出願が既に外国でされている場合は、フィンランドでされる商標登録出願が、他の出願又は使用中の標章との関係では、当該外国において登録出願がされた時にされたとみなす旨を規則で定めることができる。 前段落に基づく優先権の付与の条件についても規則で定めることができる。

第 31 条

フィンランドに住所を有していない商標登録出願人は,欧州経済地域に居住する代理人であって,出願に関する事項について自己を代理することを授権された者を有さなければならない。

フィンランドに住所を有していない登録商標権者は、欧州経済地域に居住する代理人であって、商標に関する事項について自己を代理することを授権され、かつ、刑事事件における召喚状又は当事者に対する裁判所への出頭命令の場合を除き、召喚状その他の書類を受領することのできる者を有さなければならない。代理人の名称は、登録簿に記載されるものとする。

商標登録出願人又は登録商標権者が正式に授権された代理人を有さない場合は,特許庁は,それらの者の知られている最新の宛先を用いて,所定期限内にこの状況を是正するよう求めるものとし,この求めに従わない場合,当該出願は取り下げられたものとみなされ又は当該登録商標は登録簿から抹消される。特許庁が当該出願人又は商標権者の宛先を知らない場合は,商標公報により公告するものとする。

異議申立をしたがフィンランドに住所を有していない者は何人も,欧州経済地域に居住する代理人であって,異議申立手続において当該人を代理する者を有さなければならない。

欧州経済地域に住所を有する法人も代理人として行動することができる。

第 V 章 移転及びライセンス許諾

第32条

商標は、他人に移転することができる。移転は、商標の登録又は確立に係る商品の全部又は一部に関してすることができる。

商標を所有する企業が新たな者の所有に移った場合は、当該商標の所有権は、それが旧商標権者の下に留まるとの条件又は企業の新旧両商標権者がそれぞれ異なった商品について当該商標を使用できるとの条件が整っているときを除いて、企業所有権の移転に伴って移転する。

第33条

登録商標の移転は、請求に基づいて登録簿に記録される。移転の後の商標の使用が公衆に 誤認を生じさせる明白な虞があると特許庁が判断する場合は、移転の登録簿への記録は、 当該商標の改変又は付加によって当該誤認の要素が除去されない限り、許可されないも のとする。

登録簿に記録されていない商標移転は、当該商標を善意で取得した第三者に対抗することができない。

何人かが商標権に質権を設定しようとするときは、書面による契約がなされ、かつ、登録簿に記載されなければならない。そのような記載がされるまでは、質権は効力を生じない。

第34条

登録商標権者は、当該商標における所有権を放棄することなく、当該商標を他人がその事業に使用するライセンスを許諾することができる。ライセンスは、フィンランドの全土又はその一部地域について与えることができ、また、当該登録商標により保護される商品の全部又は一部を対象とすることができる。ライセンシーの数は、1又は複数とすることができる。当該ライセンスは、請求に基づいて、登録簿に記載される。ただし、ライセンス許諾された商標の使用が明らかに公衆に誤認を生じさせる虞を伴う場合は、特許庁は、当該ライセンスの登録を拒絶することができる。ライセンス期間の満了が証明されたときは、その登録を登録簿から抹消する。

登録簿に登録されていないライセンスは、善意で当該商標を取得した第三者に対抗する ことができない。

別段の合意がある場合を除いて,ライセンシーは,自らの権利を第三者に移転してはならない。

第 35 条

質権が設定されている場合を除いて, 商標権は, 債務に対する差押の対象とすることはできない

商標権者が破産してその財産が引き渡される場合は、その商標権もこれら財産に含められるものとする。

第 VI 章 誤認を生じさせる標章の使用の禁止

第36条

移転され又はライセンス許諾された標章が、新たな商標権者又はライセンシーによる当 該標章の使用形態において誤認を生じさせる虞がある場合は、裁判所は、裁量により、新 たな商標権者又はライセンシーによる当該使用を禁じることができる。

標章の使用は、当該標章が誤認を生じさせる場合又はその商標権者若しくは商標権者の 同意を得た他人が公衆に誤認を生じさせる虞がある態様でそれを使用する場合にも、禁 じられることがある。

本条に基づく訴訟は、公訴官、当該標章の使用によって不利益を被る者又は関係する事業 若しくは職業を営む者の利益を保護する機関が提起することができる。

第37条

第36条に基づいて標章の使用が禁じられる場合において、裁判所は、可能なときは、商品、その包装、パンフレット、ちらし、商業文書等に付されている当該標章を除去するか又は誤認を生じさせる虞がないよう改変するよう命じることができる。また、他の方法では誤認を生じさせる虞をなくすことができない場合は、裁判所は、そのように標章が付された物品を廃棄するか又は指定する態様で改変するよう命じるものとする。

前段落にいう物品は、命令が履行されるまで差し押さえることができ、この場合は、刑法の差押に関する一般規定が適用される。

第 VII 章 商標権侵害の結果

第38条

裁判所は、標章についての権利を侵害する者に対して、命令により侵害行為の続行又は反復を禁じることができる。

故意又は過失により標章についての権利を侵害した者は、当該標章の使用についての適 正な賠償金及び侵害により生じたすべての損害についての賠償金を被害者に支払わなけ ればならない。過失が軽微なものであった場合は、損害賠償額について調整することがで きる。

過失が認められない場合であっても,侵害者は,当該標章の使用について適正な賠償金を 支払う義務を負う。

第39条

本法の保護する標章についての権利を故意に侵害した者は、当該行為がフィンランド刑 法第49章第2条に基づく工業所有権に対する犯罪として処罰される場合を除いて、商標 権の侵害による罰金を科される。

公訴官は,被害者による告発がある場合に限り,前段落に基づく侵害の起訴を行うものとする。

登録商標の場合は、登録日後に生じた侵害に限り、罰金が科される。

第 40 条

第38条に基づく賠償及び損害賠償の訴は、訴訟提起に先立つ5年の期間に生じた侵害に関してのみ提起することができる。賠償及び損害賠償を受ける権利は、前記期間内にそのための訴訟が提起されなかった場合は消滅する。

登録により保護されている商標に関して賠償及び損害賠償を求める権利は、訴訟が登録 日から1年以内に提起される場合は、第1段落の規定に拘らず、登録日前に生じた侵害 を理由にして主張することができる。

第 41 条

標章についての権利を侵害された者の請求により、裁判所は、可能な場合は、商品、その 包装、ちらし、商業文書等に許可なく付された標章を除去するか又は悪用されないことを 確実にするように改変することを命じることができる。また、このことができない場合 は、裁判所は、当該標章が付された物品を廃棄するか又は指定する態様で変更するよう命 じるものとする。裁判所はまた、請求に基づいて、当該物品を対価と引き換えに原告に引 き渡すよう命じることができる。

侵害が故意によるものであるか否かに拘らず、公訴官又は裁判所は、原告からの請求があり、かつ、必要と認められる場合において、差押によって被告が被ることのある損害及び付随費用についての適切な保証金を原告が提供するときは、前段落にいう物品を差し押さえるよう命じることができる。その他、当該差押に関しては、刑法の差押に関する一般規定が適用される。

第 41a 条

商標の侵害に関する訴訟において原告が要求する場合は、裁判所は、商標権が被告により 侵害されたと認定する終局判決に関する情報を原告が適切な手段により公表するために 負った費用について、原告に補償するよう被告に命じることができる。当該情報の流布が 何れかの法規で制限されている場合は、そのような命令を発してはならない。裁判所は、 当該命令の発出の適否及び内容を考慮するに際し、当該情報の公表の一般的意義、当該侵 害の性質及び範囲、公表にかかった費用並びにその他関係する事実に留意しなければな らない。

裁判所は、被告が支払うべき適切な公表費用の最高限度額を定める。裁判所が定める、当該終局判決が下された日から起算する期間内に当該終局判決についての情報が公表されなかった場合は、原告は、補償を受ける権利を失う。

第 VIII 章 商標に関する訴訟

第 42 条

本法に基づく紛争及び出願事件は、市場裁判所により審理される。

市場裁判所は,第57条第1段落にいう理事会規則に従って共同体商標裁判所として機能する。

市場裁判所における司法手続に関する法律(100/2013)の規定は、市場裁判所による紛争及び出願事件の審理に適用される。

第 43 条

フィンランド刑法第49章第2条にいう知的所有権に係る犯罪であって、標章権を侵害するものの告訴及び本法第39条第1段落にいう商標権侵害の告訴は、ヘルシンキ地方裁判所により審理される。

第38条第2段落及び第3段落に基づく賠償の請求又は第41条に基づく請求であって, 告訴に係る犯罪に起因するものは,第42条の規定に拘わらず,第1段落にいう告訴と関連して審理することができる。

裁判所は、請求がなされた後にその管轄権の基礎となっている状況が変わった場合であっても、第2段落にいう請求を審理する権限を引き続き有する。

第 43a 条

市場裁判所における司法手続に関する法律第4章第22条の規定であって,市場裁判所の, 陳述書を請求する権利に関するものは,第43条にいう事件を審理する裁判所の,特許庁 による陳述書を請求する権利に適用される。

第 43b 条

第43条にいう事件を審理するに際し、地方裁判所は、市場裁判所法(99/2013)第7条(2) に従って最大2名の専門家の援助を受けることができる。

専門家は、地方裁判所から提出された事項に関する陳述書を提供しなければならない。専門家は、当事者及び証人に尋問する権限を有する。地方裁判所は、当事者に対し、専門家の陳述書に関する見解を事件の決定前に述べる機会を用意しなければならない。

専門家の手数料に関する市場裁判所法第37条の規定は、専門家の手数料を受け取る権限に適用される。

第 44 条

市場裁判所の自己の決定を通知する義務に関する,市場裁判所における司法手続に関する法律第4章第23条の規定は,第43条にいう事件の審理を行う裁判所の決定を特許庁に通知する義務に適用される。

第 45 条

ある者がフィンランドにおいて登録商標を使用する独占的権利を与えられ,当該ライセンスが登録簿に登録されている場合は,当該商標権者若しくはライセンシー又はその双

方を商標権侵害訴訟の原告として認めることができる。

本条は、商標権者が排他的ライセンスを他人に付与する際に同時使用の権利を留保している場合にも準用する。

第 46 条

原告に対する不利益が明確でない場合は、標章についての権利が存在するか否か又は特定の行為が当該権利を侵害しているか否かの確認を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

この場合,第45条を準用する。

第 47 条

訴訟が開始された後に関係商標の移転がされた場合は、商標登録無効を求める訴訟は、引き続き元の被告を相手方として続行することができ、原告に有利に下された判決は、そのまま新たな商標権者にも引き継がれる。この規定は、商標失効の宣言を求める訴訟に準用する。

第 48 条 「廃止]

第 48a 条

裁判所は、第38条第1段落にいう訴訟を審理するに当たり、商標権者の請求により、送信機、サーバーその他類似の装置の保有者又は媒介者として機能する他のサービス・プロバイダーに対し、違反した場合は罰金を科するとの条件で、登録意匠を侵害するとされている使用の継続を禁止すること(差止命令)ができる。ただし、商標権の侵害者の権利と媒介者又は商標権者の権利を勘案して、当該措置が不釣合いと認められる場合は、この限りでない。

第38条第1段落にいう訴訟の提起前において,裁判所は,商標権者の請求により,差止命令を発出することができる。ただし,本条第1段落に定める前提条件が存在し,かつ,これによらない場合は商標権者の権利が著しく害されることが明白であることを条件とする。裁判所は,差止命令の請求対象である当事者及び当該標章についての権利を侵害した当事者の双方に聴聞を受ける機会を与えなければならない。差止命令の請求対象である当事者への通信は,郵便,ファクシミリ又は電子メールによりすることができる。裁判所は,事件の緊急性に鑑みて必要な場合は,請求に基づき,第2段落にいう差止命令を,侵害者とされている者を聴聞することなく,仮差止命令として発することができる。当該差止命令は,別段の命令が発されるまで有効に存続する。当該差止命令を発した後,遅滞なく,侵害者とされている者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。侵害者とされている者が聴聞を受けたときは,裁判所は,遅滞なく,当該差止命令の効力を存続させるか又は当該差止命令を撤回するかを決定しなければならない。

本条に基づいて発する差止命令は、メッセージを送受する第三者の権利を害するものであってはならない。差止命令は、原告が執行法(705/2007)第8章第2条にいう担保を延吏に納めた時に効力を生じる。裁判手続法第7章第7条の規定は、担保提供を免除される可能性に適用される。本条第2段落又は第3段落に基づいて発した差止命令は、第38

条第1段落にいう訴訟が差止命令発出から1月以内に提起されなかった場合は失効する。 差止命令を要求した当事者は、差止命令発出の対象となった当事者及び侵害者とされている者に対して、差止命令の実行により生じた損害及び当該事件から生じたその他の費用を補償しなければならない。ただし、このことは、第38条第1段落にいう訴訟が却下されるか若しくは認容し得ない旨決定された場合又は原告が訴訟を放棄したか若しくは裁判所に出頭しなかったために当該事件が事件目録から抹消された場合に限る。差止命令が第3段落に基づいて取り下げられたか又は第4段落に基づいて失効した場合も同様とする。損害及び費用の補償に関して訴訟が提起された場合は、裁判手続法第7章第12条の規定が適用される。

第 49 条 「廃止]

第 IX 章 公告,通知,審判請求及び決定取消

第50条

第20条及び第21条にいう場合に加え、登録商標が第23条に基づき変更された場合、第24条から第26条まで、第31条若しくは第52条に基づき登録簿の記載事項が抹消された場合又は第33条に基づく移転若しくは第34条に基づいて付与されたライセンスが登録簿に記録された場合にも、公告をするものとする。

第 50a 条

出願人が届け出た宛先において出願人への通知をすることができない場合は、商標公報 での公告により通知をすることができる。

第51条

商標事件における特許庁の最終決定が出願人にとって不利であるか又は事件が却下された場合は、出願人は、当該最終決定に対して審判請求を行うことができる。登録に対する 異議申立に関し特許庁が行った最終決定に対しては、敗訴当事者が審判請求をすること ができる。

第 51a 条

商標事件に関するフィンランド特許登録庁の決定に対する審判請求に関する規定は、フィンランド特許登録庁に関する法律第6条(578/2013)を準用する。

第 52 条

特許庁が第53条にいう国際事務局から国際登録の通知を受領し、当該国際登録における保護の開始日が同一商標に対するフィンランドにおける登録による保護の開始日より早く、かつ、当該国際登録の対象商品がフィンランドにおける登録の対象商品と全面的又は部分的に同一である場合は、特許庁は、関係国内登録に関する決定を取り消して、当該事項に関し新たな決定を行うものとする。

第1段落の規定は、特許庁が共同体商標の登録出願の通知を第57条にいう共同体商標庁から受領するか又は第57a条の意味のフィンランドでの商標登録出願の通知を受領した場合に準用する。

特許庁が、登録付与の決定を行った後で、かつ、それに対する異議申立期間が経過する前に、登録付与の決定が手続上の明白な誤りに基づくことを発見した場合、特許庁は、その誤った決定を取り消し、当該事項について新たな決定をするものとする。

第 X 章 商標の国際登録

第53条

国際商標登録とは, 1891 年 4 月 14 日に締結された標章の国際登録に関するマドリード協定に関する 1989 年 6 月 27 日の議定書に従って世界知的所有権機関の国際事務局が行う商標の登録をいう。

特許庁は、国際登録に関するすべての行為についてフィンランド国内で責任を負い、かつ、フィンランドで効力を有する国際登録の記録を保管する。

第54条

フィンランド国民若しくはフィンランドに住所を有する者又はフィンランドに現実かつ 真正の工業上若しくは商業上の施設を有する者がフィンランドにおいて有効に存在して いる登録又は係属中の登録出願に基づいて国際登録出願をしたいと望む場合は、その者は、特許庁に対して国際登録出願をしなければならない。

国際登録出願の基礎が第57条にいう共同体商標又はその登録出願である場合は、国際登録出願は、共同体商標庁に対してしなければならない。

第 55 条

国際登録出願は、別途定める規定に従い書面でするものとする。出願時には、所定の手数料を納付しなければならない。

第56条

特許庁は、国際登録出願がフィンランドにおいて出願人に付与されている登録又はフィンランドで係属中の出願に対応していることを確認するものとする。

前段落にいう対応関係が存在しない場合,特許庁は,指定期間内に国際出願を補正するよう出願人に求めるものとし,出願人がこの要求に従わない場合,当該出願は却下される。 第 1 段落にいう対応関係が存在する場合は,特許庁は,その旨の証明書を出願書類に添付して,出願書類とともに出願日から 2 月が経過する前に国際事務局に提出する。

第 56a 条

特許庁が国際事務局からフィンランドにおいて効力を有する国際登録の通知を受領した 場合は、特許庁は、その登録について支障の有無を審査する。

第 56b 条

国際登録出願が行われた商標が本法に定める登録要件を満たしていないと特許庁が認定する場合は、特許庁は、当該国際登録はフィンランドにおいては効力を認められない旨を国際事務局に通知する。特許庁は、当該拒絶を、第56a条にいう国際事務局の通知の日から18月以内に、すべての理由の陳述とともに国際事務局に通知する。

前段落にいう特許庁の通知に関して当該国際登録の所有者が提出した意見書に当該商標が本法に定める登録要件を満たしていることを認定するに足る根拠が示されていない場合は、特許庁は、当該国際登録がフィンランドにおいては効力をまったく有さないか又は

部分的に有するに過ぎない旨の決定を行うものとする。

当該国際登録の所有者が第 1 段落にいう特許庁の通知に関する意見書を指定期限内に提出しない場合は、当該国際登録は、フィンランドにおいては効力を認められない。当該通知が国際登録対象商品の一部のみに係る場合は、当該国際登録は、特許庁の通知が触れていない商品に関してフィンランドにおいて効力を有する。

第 56c 条

登録について支障が認められない場合は、特許庁は、第 56a 条にいう国際事務局の通知 を第 20 条第 1 段落に従って公告する。当該公告においては、国際事務局が国際登録に付 与した日付を明示する。

フィンランドにおける国際登録に対する異議申立は、当該公告日から 2 月以内に、特許庁に書面で行わなければならない。

第 56d 条

特許庁は第56c条にいう異議申立についての通知及びその理由を,第53条にいう国際事務局に通知する。国際登録の所有者がその通知に起因する陳述書を提出したか否かに拘わらず,特許庁は異議申立を審査しなければならない。異議申立の後,特許庁は,その登録が本法の登録要件を満たしていない場合は,国際登録がフィンランドにおいて効力を有さない旨を決定しなければならない。国際登録がその一部のみに関して本法の登録要件を満たしている場合は,特許庁は,登録は一部に関してのみ効力を有する旨の決定をしなければならない。特許庁は,フィンランドにおいてその国際登録に対する障害がない場合は,異議申立を拒絶しなければならない。特許庁が,その国際登録がフィンランドにおいては効力を有さない又は一部に関してのみ効力を有すると決定した場合は,特許庁は,第53条(2)にいう記録にそれを記載し,その決定が確定したとき,それを公告する。

第 56e 条

フィンランドにおいて効力を有する国際商標登録は、第 56c 条第 1 段落に基づいて国際 事務局により付与された国際登録日から効力を生じる。本法の規定及び本法に基づく規 定を国際登録に準用する。

第 56f 条

フィンランドに住所を有さない国際登録の所有者が特許庁に陳述書を提出することを望む場合は、当該所有者は、欧州経済地域に居住する代理人を任命しなければならない。欧州経済地域に住所を有する法人も代理人として行為することができる。

第 56g 条

フィンランドで登録されている商標権者が、同一商標についてフィンランドにおいて効力を有する国際登録を付与された場合において、フィンランド国内登録の対象である商品のすべてが当該国際登録の対象商品の一覧に含まれているときは、当該商標の国際登録が既存の国内登録に代わるものとする。

特許庁は、請求があったときは、当該商標の国際登録が効力を有することを登録簿に登録

し,かつ,その旨を公告する。

第 56h 条

ある商標が全面的又は部分的に国際登録簿から抹消された場合は,特許庁は,その保管する登録簿から対応する部分を抹消し,その旨を公告する。

第 56i 条

フィンランドにおいて効力を有する国際登録が、その基礎としている国内登録の効力又は国内登録出願の係属が終了したために、第 56c 条第 1 段落にいう日から 5 年以内に無効となり、かつ、当該商標の所有者がフィンランドにおいて同一商標の国内登録を求める場合は、当該出願は、次を条件として、第 56c 条第 1 段落にいう日にされたものとみなされる。

- 3 当該出願が関係国際登録の失効後3月以内にされること
- (2) 当該国内出願の対象となる商品がフィンランドにおいて効力を有した当該国際登録の対象に含まれていたこと
- (3) 当該出願がその他の点で登録要件を満たすとともに、出願人が所定の手数料を納付すること

特許庁は、当該国内出願が国際登録に基づくものであることを登録簿に登録し、かつ、その旨を公告する。

第 56 j 条

第53条にいう議定書の締約国が議定書に関する終了通知を行ったことによりフィンランドにおいて効力を有する国際登録が失効し、かつ、当該商標の所有者が同一商標のフィンランドでの国内登録を求める場合は、当該出願は、次を条件として、第56c条第1段落にいう日に行われたものとみなされる。

- (1) 当該終了通知が効力を生じた日後2年以内に当該出願がされること
- (2) 当該国内出願の対象となる商品がフィンランドにおいて効力を有した当該国際登録の対象に含まれていたこと
- (3) 当該出願がその他の点で登録要件を満たすとともに、出願人が所定の手数料を納付すること

特許庁は、当該国内出願が国際登録に基づくものであることを登録簿に登録し、かつ、その旨を公告する。

第 56k 条

国際登録に関連し、かつ、特許庁が通知を受けた更新、移転及び国際登録簿からの抹消並 びにライセンスは公告されるものとする。

第 561 条

特許庁の決定がフィンランドでの登録を求める国際登録の出願人又は所有者に対して不利であるか又はその事件が却下された場合は,当該人は,当該決定に対する審判請求をすることができる。

異議申立があったにも拘らず国際登録がフィンランドにおいて効力を有する旨の特許庁の決定に対しては、当該異議申立人は、審判請求をすることができる。 第51a条は、第1段落及び第2段落に基づく審判請求に準用する。

第 Xa 章 共同体商標

第57条

共同体商標とは,共同体商標に関する理事会規則(EC)No. 207/2009 に基づき欧州共同体域 内市場(商標及び意匠)で機能する欧州共同体商標意匠庁(以降では共同体商標庁)によっ て登録された商標を意味する。

共同体商標の登録出願は、特許庁に対してすることができ、出願を受けた同庁は、それを 共同体商標庁に送付する。共同体商標の登録出願人は、所定の手数料を特許庁に納付しな ければならない。

第 57a 条

共同体商標,その登録出願又は欧州共同体を指定する国際登録を国内商標登録出願に変 更する申請で,共同体商標庁から特許庁に送付されたものは,申請人が次の要件を満たす 場合は,国内登録出願として取り扱われるものとする。

- (1) 所定の手数料を納付すること
- (2) 外国語による変更申請書及びその付属書類のフィンランド語又はスウェーデン語への翻訳文を特許庁に提出すること
- (3) 申請人がフィンランドにおいて連絡を受けることができる宛先を届け出ること,及び
- (4) 商標の表示を提出すること

共同体商標又はその登録出願の変更による出願は、当該共同体商標又はその登録出願が 有するのと同じ出願日、優先権及び先順位をフィンランドで与えられるものとする。欧州 共同体を指定する国際登録の変更による国内商標登録出願は、出願日として、当該国際登 録の日又は欧州共同体のその後の指定の日を有し、かつ、当該国際登録の有した優先権及 び先順位を享受するものとする。

第 XI 章 法の施行

第 58 条

登録出願,登録簿及びその維持管理,公告及び特許庁の任務に関する更なる規定は,政令に定める。

登録出願及びその処理,登録商標,商標登録簿,公告並びにその他の技術的事項に関する更なる技術的規則は、特許庁が作成することができる。

本法に基づいて徴収すべき手数料は、別途規定する。

第59条

本法は、1964年6月1日から施行する。次のものは、その時に廃止される。

- ・1889年2月11日の商標保護規則
- フィンランド刑法第 XXXVI 章第 13 条
- ・鉄産業に高度の自由を認める 1885 年 12 月 21 日の規則第 2 条

第60条

本法施行前に登録された商標の有効性は、旧規定に従って決定される。

商標についての権利は、それが本法施行前に付与され又は確立されたものであっても、第 26条に基づいて無効とすることができる。係属中の登録出願には、本法が適用される。

第61条

既に登録されている商標の場合は、第8条に規定する5年の期間は、本法施行日から起算される。

第62条

損害賠償請求期間についての第40条の規定は、損害賠償請求の原因たる行為が本法施行 日より前に行われた場合にも適用される。ただし、同条にいう3年の期間が本法施行日 より前に始まる場合は、その期間は、本法施行日から起算される。

第63条

既存の登録商標の本法施行日後における最初の更新に際しては,当該更新による登録期間は,旧規定によれば別異に計算される場合であっても,原登録日に対応する日に終了するとみなされる。

登録が更新されるときは、対象商品の類の一覧は、商品の分類について施された変更に適合するように修正される。

第64条

旧規定の下で申請なしに更新が可能であった商標登録は,本法施行後は,本法の更新規定 に従って更新される。本法施行日から 1 年以内に更新申請が行われない場合は,当該商 標は,登録簿から抹消される。